

(案)

平成30年 2 月 28 日

羽曳野市長 北 川 嗣 雄 様

羽曳野市障害者施策推進審議会

会長 畑 智 恵 美

第3期障害者計画の中間見直し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定について（答申）

平成29年12月25日付け羽保福支第4231号で諮問のありました第3期障害者計画の中間見直し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の策定について、本審議会の審議並びにパブリックコメント等の意見を踏まえ、本日の審議会に示された「第3期障害者計画（後期計画）、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画（案）」に基づき計画策定を行うことを了承し、答申といたします。

なお、当該計画に基づく施策の実施に当たって、下記のことを要望いたします。

記

1. 障害者権利条約及び障害者基本法の基本理念を踏まえ、本計画で掲げる「その人らしく自立して暮らせる共生のまち」を実現するため、引き続き障害福祉施策の充実に努めるとともに、「第6次総合基本計画」に基づいた保健・医療、教育、都市計画の策定・実施、「第3期地域福祉計画」に基づいた地域における重層的なネットワーク体制（ささえあいネットはびきの）の整備など総合的なまちづくり施策を着実にすすめて下さい。

また、そのため国・府への働きかけを強めるとともに、国・府・関係機関及び市民との連携・協働をすすめて下さい。

2. アンケート調査において、「障害があることで何らかの差別や嫌な思いをすることがある」と答えた方が半数以上おられること、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」という言葉を「知らない」と答えた方も過半数を超えていることや一部ではあるものの障害者グループホームなどの事業所開設において、地域住民の反対から計画を断念せざるを得ない事態も報告されていることなどを踏まえ、市として障害者差別解消法第15条に基づ

く市民啓発の取り組みを充実して下さい。特に障害者への理解が進まない大きな要因の一つに子どものころから障害児と触れ合う機会が少ないまま成長していくことが挙げられます。子どもから障害を持つ子どもと日常的に触れ合える機会を増やしていくなどソーシャルインクルージョンの視点を持った取り組みを教育面からも進めていって下さい。

また、障害者への虐待事案も引き続き発生していることから、障害者虐待防止センターとして障害担当課の機能強化を図り、障害者虐待防止のための養護者、使用者及び障害者福祉施設従事者等への支援体制の整備とともに、啓発・研修等を充実して下さい。

3. 平成30年度から創設される就労定着支援、自立生活援助及び居宅訪問型児童発達支援サービスへの事業参入が図られること、障害児福祉計画で掲げた重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所の整備や行動援護、短期入所、グループホームなど障害者への適切な支援をすすめるうえで不足しているサービス事業所の増設などのため必要な手立てを講じて下さい。また、障害者（児）の個々の特性及び人格の尊重を踏まえた適切な支援のため、必要な介護従事者の確保とともに、サービスの質の改善を図るための人材育成が求められていますので、サービス事業者、教育機関及び国・府等の関係機関との連携を図り、支援策の実施に努めて下さい。

4. 相談支援の中核機関としての基幹相談支援センターの設置は、長年の課題となっていますが、未だに実現の目処が立っていない状況です。本計画においては平成31年度からの設置を目標に掲げています。また、第6次総合基本計画においては「相談支援事業者等の連携・調整を図るため、基幹相談支援センターを整備」することや「地域生活支援拠点等を整備」することが位置づけられていますが、本計画の成果目標の一つである「地域生活支援拠点等の面的整備」においても中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置は不可欠な課題ですので、人材及び財源の確保を図り、計画的な整備をして下さい。

5. 福祉就労及び一般就労を促進することは、障害者がその能力を生かし、社会に貢献するものであり、障害者本人の働きがい、生きがいに結びつく重要な取り組みであるとともに、本審議会でも指摘されたように、障害者が働く姿に身近で接することは、障害者に対する根拠のない偏見や差別を払拭するうえでも重要な役割を持つものであることから、サービス事業所をはじめ関係機関等との連携を強化し、着実にすすめて下さい。

また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく本市における物品等の調達について、就労継続支援B型事業所の工賃向上に着実に結びつくよう、物品等の調達金額の目標を設定するよう努めるとともに、市公共施設等における清掃等の委託についても検討して下さい。

6. 南海トラフ大地震が30年以内に起こる確率が「70～80%」に高まったと発表さ

れました。本市地域防災計画によると当該大地震による本市への被害想定は震度6弱で罹災者数は1万6千人、うち避難所生活者数が7千人にのぼると予想されています。また、台風や集中豪雨などによる自然災害も予想される中、本市の福祉避難所は3箇所（L I Cはびきの、はびきのコロセアム、陵南の森総合センター）指定されていますが、自宅等から避難を余儀なくされた障害者とその家族が気兼ねなく避難できる場所となるのか不安が残ります。阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験を踏まえ、障害者の特性にきめ細かく配慮された福祉避難所の整備や障害者福祉施設等の受け入れ態勢を早急に整備することが必要です。また、災害時の初動時の支援体制は、罹災者の生命に関わるものであり、障害者等への日常的な見守り・支援体制のいっそうの充実を図るため地域包括支援システムの拡充をすすめるとともに、災害時要援護者支援台帳の整備促進と自主防災組織を含め町会単位の支援体制の整備をすすめて下さい。また、そのための庁内や関係機関、住民自主組織との連携強化を図って下さい。

7. 本計画の実施状況のPDCAサイクルによる定期的な計画に対する実施状況の把握に努めるとともに適切な評価、見直しを行い障害者施策の推進に努めて下さい。

以上

（参考）

ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う。」という考え方